

**高圧ガス製造・貯蔵・消費関係
申請・届出の手引
(冷凍を除く)**

この手引は随時改訂されるので、最新版を入手すること

(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H15.04.01	新たに作成	
H25.04.01	組織改編による部署名の変更 (商工労働部保安課→防災危機管理部産業保安課)	
H29.01.10	政令、省令等の一部改正に伴う修正	
H30.04.01	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	
R01.05.01	元号変更に伴う修正	
R01.07.01	JIS法改正に伴う修正	
R02.04.01	省令の一部改正に伴う修正	
R03.04.01	省令等の一部改正に伴う修正	
R04.04.01	高圧ガス設備の移設等に関する修正	

令和4年4月

**千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課**

平成30年4月1日より千葉市内（特定製造事業所内の区域を除く。）における高圧ガス保安法に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

目 次

第1章 高圧ガスの製造について	2
1 高圧ガスの製造	2
2 高圧ガス製造者の区分	2
2-1 第一種製造者及び第二種製造者に対する規制	
2-2 製造許可申請等のフロー図	
3 製造許可申請等の提出について（第一種製造者）	6
3-1 製造許可申請に係る必要書類	
3-2 変更許可申請に係る必要書類	
3-3 完成検査に係る必要書類	
3-4 完成検査を要しない変更工事の範囲	
3-5 製造施設の軽微な変更工事の届出について	
4 危害予防規程の届出について	11
5 保安教育計画について	11
6 製造事業届等の提出について（第二種製造者）	12
7 移設等転用機器の取扱いについて	13
第2章 保安統括者等の届出について	14
第3章 製造施設の休止の取扱いについて	18
第4章 高圧ガスの貯蔵について	19
第5章 高圧ガスの消費について	23
第6章 その他の手続きについて	25
1 事業の承継について	25
2 代表者等変更届について	26
参考1 高圧ガス処理能力の算出について	27
参考2 貯蔵能力の合算について	27
参考3 製造許可申請等における添付書類の省略について	28
第7章 標準様式と記載方法について	29
第8章 所管行政機関と窓口について	33

用語の定義

法とは	高圧ガス保安法
施行令とは	高圧ガス保安法施行令
一般則とは	一般高圧ガス保安規則
液石則とは	液化石油ガス保安規則
コンビ則とは	コンビナート等保安規則
省令とは	この手引きでは一般則、液石則、コンビ則
液化石油ガス法とは	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第1章 高圧ガスの製造について

1 高圧ガスの製造

高圧ガス保安法における「製造」は、高圧ガスの状態を作り出す（ガスの状態を変化させる）ことを主に意味し、次の操作等が高圧ガスの製造に該当する。

- (1) 高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。
- (2) 高圧ガスの圧力を更に上昇させること。
- (3) 高圧ガスを当該高圧ガスよりも圧力の低い高圧ガスにすること。
- (4) 気体を高圧ガスである液化ガスにすること。
- (5) 液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。
- (6) 高圧ガスを容器に充填すること。

2 高圧ガス製造者の区分

高圧ガス製造設備の製造能力（処理能力）により、次の2つに区分される。

区 分	一日の処理能力(*1)		提出書類等
	第一種ガス(*2)	その他のガス	
第一種製造者（許可）	300m ³ 以上	100m ³ 以上	P6～
第二種製造者（届出）	300m ³ 未満	100m ³ 未満	P12～

*1 理想気体（0℃、0Pa）に換算した値（単位：Nm³/日）

*2 第一種ガス：政令第3条表第1号に掲げるガス

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして省令で定める燃焼性の基準※に適合するものに限る）又は空気

※燃焼性の基準は次のいずれかに該当すること（一般則第101条）

- ・爆発限界の下限が10%以下でなく、かつ、爆発限界の上限と下限の差が20%以上でないこと
- ・経済産業大臣が定める以下の基準のいずれにも適合するもの（製造細目告示第1条）
 - 1) 爆発限界の下限が3.5%を超えること。
 - 2) 燃焼熱が19,000ジュール/kg未満であること。
 - 3) 温度23℃、圧力0Paにおける試験時に最大燃焼速度が10cm/s以下であること。

注意：第一種ガスとその他のガスを製造するときの取扱い

$X = R + S \geq 100 + 2/3 \cdot S$ が成立するときは第一種製造者

$X = R + S < 100 + 2/3 \cdot S$ が成立するときは第二種製造者

X：当該事業所における1日の処理能力の合計値 [m³]

R：第一種ガス以外のガスの1日の処理能力 [m³]

S：第一種ガスの1日の処理能力 [m³]

2-1 第一種製造者及び第二種製造者に対する規制

(1) 第一種製造者に対する規制

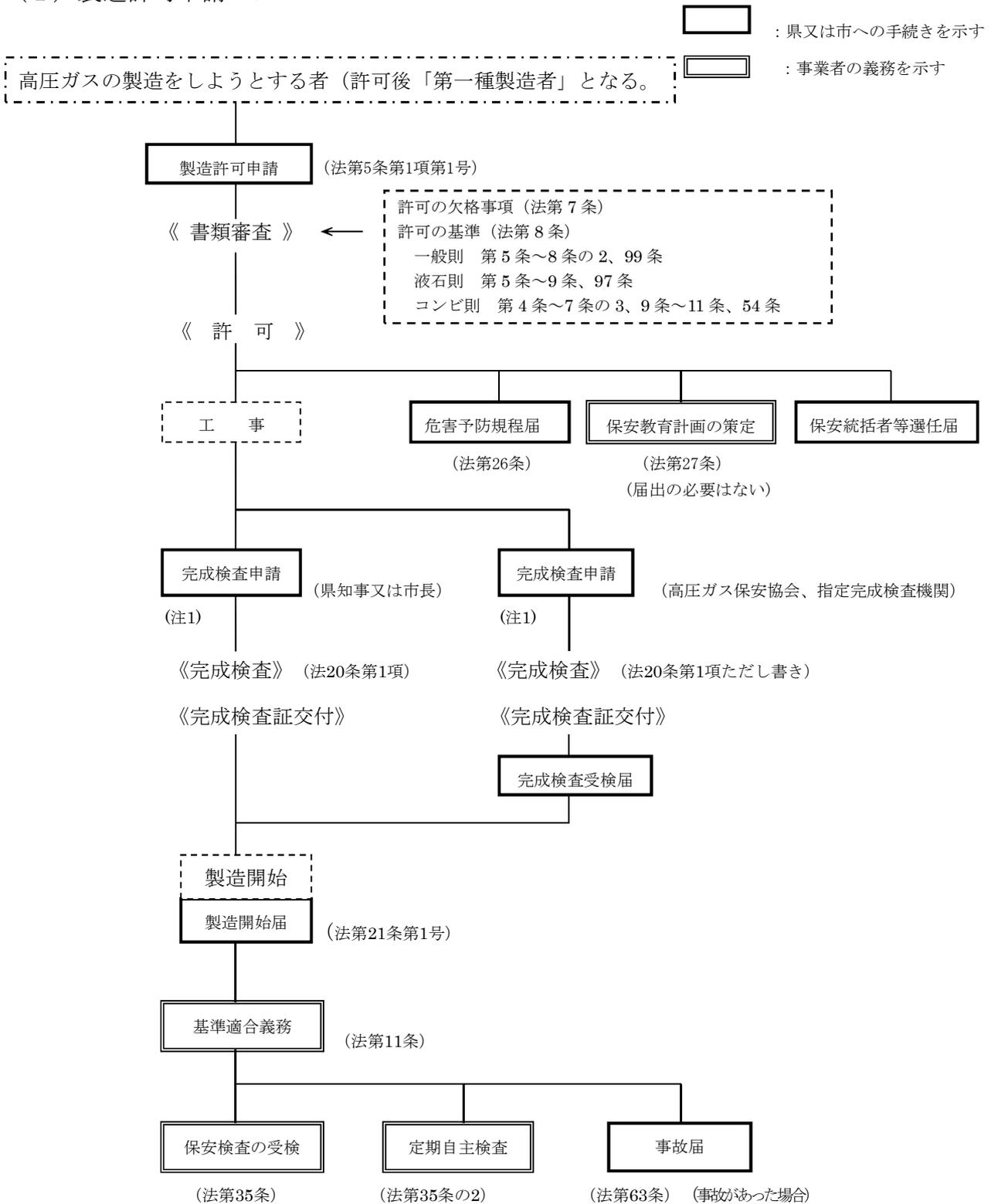
- ① 事業所ごとに許可を受けること。
- ② 製造施設の設置・変更等の工事を完成した後は、完成検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用しないこと。
- ③ 製造を開始したときは、高圧ガス製造開始届書（様式 A-6）により届け出ること。
- ④ 技術上の基準に適合するよう製造施設を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。
- ⑤ 危害予防規程を定め、届け出をし、これを遵守すること。
- ⑥ 事業所ごとに保安統括者、保安企画推進員、保安技術管理者、保安主任者及び保安係員等を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。
- ⑦ 保安教育計画を定め、従業者に保安教育を施すこと。
- ⑧ 製造施設（特定施設）について定期に保安検査を受け、かつ、定期自主検査を行うこと。
- ⑨ 製造施設及び製造方法を変更しようとするときは、許可を受けること。（軽微な変更を除く。）
- ⑩ 帳簿を備え、保安上必要な事項を記載し、保存すること。
- ⑪ 製造を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書（様式 A-7）により届け出ること。

(2) 第二種製造者に対する規制

- ① 事業所ごとに製造を開始する日の20日前までに届け出ること。
- ② 届出後は、技術上の基準に適合するよう製造施設を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。
- ③ 従業者に保安教育を施すこと。
- ④ 製造施設及び製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。（軽微な変更を除く。）
- ⑤ 認定を受けた指定設備を使用する第二種製造者及び処理能力が30m³/日以上第二種製造者にあつては、定期自主検査を行うこと。
- ⑥ 可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者（処理能力が30m³/日以上）においては、保安統括者、保安技術管理者、保安係員及びこれらの代理者を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。
- ⑦ 製造の事業を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書（様式 A-7）により届け出ること。

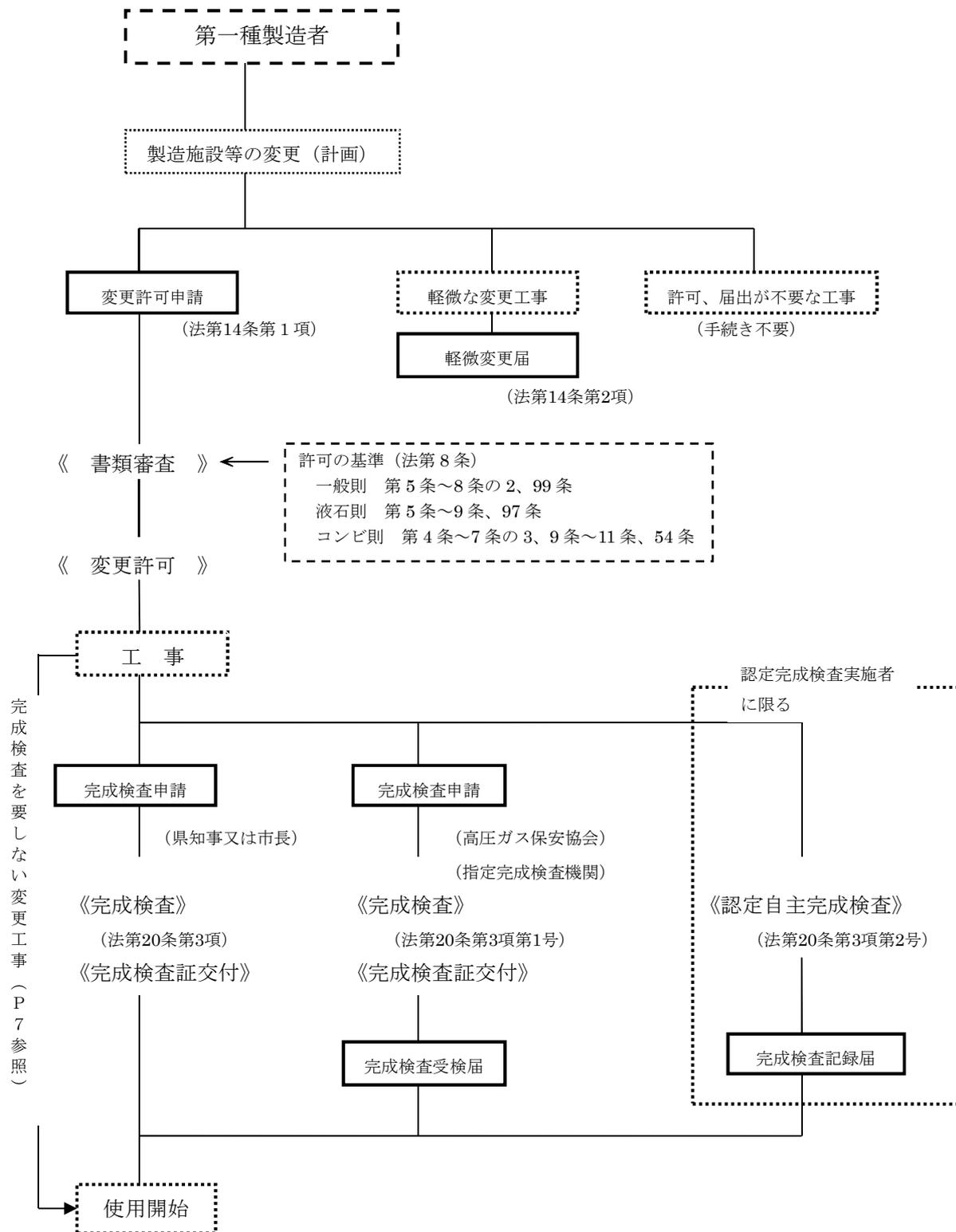
2-2 製造許可申請等のフロー図

(1) 製造許可申請のフロー



(注1) 申請者が第一種製造者から技術上の基準に適合している施設を譲り受けた場合は完成検査を受ける必要はない。
(法第20条第2項)

(2) 変更許可申請のフロー



3 製造許可申請等について（第一種製造者）

製造許可申請、変更許可申請とも書類は正・副2部作成すること。なお、完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受検する場合は3部（正1部、副2部）必要である。

3-1 製造許可申請に係る必要書類

- (1) 高圧ガス製造許可申請書（様式 A-1）
- (2) 製造計画書（様式 a-1）
 1. 製造の目的
 2. 製造の工程
 3. 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コピレ則適用事業所に限る。）
 4. 高圧ガスの処理能力
 5. 処理設備の明細
- ※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不適當である等やむを得ない理由を記載すること。
- (3) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項（様式 a-3-1～3）
- (4) 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、使用の経歴及び保管状態の記録（P13参照）
- (5) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）
- (6) 登記事項証明書（法人の場合）

個人申請の場合は住民票（但し、申請者が県内在住者であり、かつ、申請窓口が県産業保安課の場合は、住民基本台帳ネットワークを利用して氏名・住所を確認するので不要）

《添付書類、資料等》

- ① 事業所全体平面図
- ② 高圧ガス製造施設配置図
- ③ 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ④ フローシート又は配管図
- ⑤ 機器等一覧表
 - ・ガス設備一覧表（様式 a-4-1～4）又は機器リスト（a-4-5）
 - ・配管一覧表（様式 a-5）
 - ・一般弁一覧表（様式 a-6）
 - ・重要弁一覧表（様式 a-7）
 - ・安全弁・破裂板・逃し弁一覧表（様式 a-8）
 - ・温度計一覧表（様式 a-9）
 - ・圧力計一覧表（様式 a-10）
 - ・耐震設計一覧表（様式 a-12）
- ⑥ 処理能力・貯蔵能力の計算書
- ⑦ 高圧ガス設備（特定設備及び認定品等（P9）を除く。）の強度計算書（様式 a-11）
- ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ⑩ その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - ・ガス設備の図面
 - ・建屋等の図面（容器置場、計器室、防液堤、障壁等）
 - ・安全装置等の仕様及び図面

- ・保安設備・電気設備・防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
- ・その他

3-2 変更許可申請に係る必要書類

- (1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書（様式 A-2）
- (2) 変更明細書（様式 a-2）

1. 変更の目的
2. 変更の内容
3. 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コピレ則適用事業所に限る。）
4. 高圧ガスの処理能力
5. 処理設備の明細

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

- (3) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項（様式 a-3-1～3）
- (4) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、使用の経歴及び保管状態の記録（P13参照）
- (5) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

《添付書類、資料等》

「3-1 製造許可申請に係る必要書類《添付書類、資料等》」（P6）に示す書類、資料等で変更しようとする部分を添付すること。

〈注 意〉

書面、資料及び図面の大きさは、日本産業規格A4（又はA4の大きさに折り込むこと。）とし、資料番号、図面番号等の見出しをつけること。

3-3 完成検査に係る必要書類

第一種製造者の高圧ガス製造施設の設置工事又は変更工事が完成したときは、完成検査を受け、法で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することができない。

完成検査の申請に当たっては「製造施設完成検査申請書」（様式 A-3）2部を作成し提出すること。また、完成検査当日には、検査職員に対して次の書類等を提示すること。

- (1) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- (2) 工事写真（基礎工事、障壁設置工事等）
- (3) 耐圧・気密試験結果報告書
- (4) 材料証明書
- (5) その他（許可申請内容を証明する書面等）

3-4 完成検査を要しない変更工事の範囲

次の変更工事については、変更許可は必要であるが、完成検査を受ける必要がない。

- (1) ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、認定品への取替に限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更が20%以内であるもの。

- (2) 処理能力が100m³/日（不活性ガス又は空気にあつては300m³/日）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合には特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造設備とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

3-5 製造施設の軽微な変更工事の届出について

第一種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合、法第14条第1項の規定に基づき許可が必要であるが、次の省令で定める軽微な変更工事の場合は変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後、遅滞なく届け出ること。（法第14条第2項）

(1) 軽微な変更工事（一般則第15条、液石則第16条、コンビ則第14条）

- ① 高压ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（認定品等（※）への取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- ② ガス設備（高压ガス設備を除く。）の変更の工事
- ③ ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- ④ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高压ガス設備の撤去の工事
- ⑤ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの
- ⑥ 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が30メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）
- ⑦ 認定完成検査実施者であつて、高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「令」という。）第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事
 - イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）
 - ロ 特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）
 - ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第3条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。）

- ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第1号に該当するものを除く。）
- ⑧ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事
- イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第5条第1項第19号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第1号及び前号ニに該当するものを除く。）
- ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第1号及び前号ニに該当するものを除く。）
- ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第1号、第2号及び前号ニに該当するものを除く。）

※ 「認定品等」とは次に掲げるものをいう。

1 経済産業大臣の認める者が製造したもの

- ① 「一般則第6条第13号等の規定による試験を行う者及び同条第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成30年3月30日付け20180323保局第12号）」に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの【大臣認定品】
- ② 高圧ガス保安協会が行った高圧ガス設備試験に合格したもの
- ③ 高圧ガス保安協会が行う委託検査のうち、例示基準で定める検査方法等に従って耐圧試験、気密試験及び強度確認の検査を行ったもの

2 保安上特段の支障がないものとして認められたもの

可とう管（金属製のベローズ形伸縮管継手及びフレキシブルチューブ等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関がKHKS 0803に基づき行う検査に合格したもの。

(2) 提出書類（正副として2部作成すること。）

- ① 高圧ガス製造施設軽微変更届書（様式 A-4）
- ② 変更明細書（3-2 変更許可申請に係る必要書類（P7）を参照）
- ③ 技術上の基準に対応する事項（様式 a-3-1、a-3-2）
- ④ 高圧ガス製造施設配置図
- ⑤ フローシート又は配管図
- ⑥ 認定試験者試験等成績書及び高圧ガス設備試験等成績証明書等の写し
- ⑦ その他

(3) 許可及び届出の不要な工事について

- ① 圧力計、温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- ② 充填又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え
- ③ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧

性能又は気密性に直接影響のない部品又は J I S 等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、攪拌器のプロペラ、熱交換器の邪魔板等）

- ④ 独立した製造設備、貯蔵設備、容器置場の撤去の工事（ただし、本工事に取りかかる前にその旨文書で報告、又は高圧ガス製造施設軽微変更届書により届け出ること。）
- ⑤ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- ⑥ 保安上特段の支障がない消耗品の取替え

👁 変更工事に伴う手続きについて不明な事項が生じた場合は、手続きに係る窓口（P 3 3 参照）に相談すること。

4 危害予防規程の届出について

第一種製造者は、省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(1) 提出書類（正副として2部作成すること。）

- ① 新規制定の場合
 - ・危害予防規程届書（様式 A-5）
 - ・危害予防規程
- ② 変更の場合
 - ・危害予防規程届書（様式 A-5）
 - ・変更明細書（変更の概要等を記載したもの）
 - ・変更後の危害予防規程

5 保安教育計画について

第一種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、実施しなければならない。

各事業所においては保安教育計画を自主的に作成し、従業者に対して保安教育を施すこと。

* 危害予防規程及び保安教育計画の内容については、高圧ガス保安協会が策定した「危害予防規程の指針・保安教育計画の指針」を参考にすること。

参考：危害予防規程に定める事項

- (1) 製造施設及び製造方法の技術上の基準に関する事項。
- (2) 保安管理体制及び保安統括者等の職務の範囲に関すること。
- (3) 製造設備の安全な運転及び操作に関すること。
- (4) 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること。
- (5) 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること。
- (6) 製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関すること。
- (7) 協力会社の作業の管理に関すること。
- (8) 従業者への危害予防規程の周知方法及び違反した者に対する措置に関すること。
- (9) 製造施設の新設又は変更の際の安全審査に関すること。
(コンビ則適用事業所の場合のみ。)
- (10) 保安に係る記録に関すること。
- (11) 危害予防規程の作成及び変更の手続きに関すること。
- (12) 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。
- (13) 津波浸水対策に関すること（津波浸水想定区域内にある第一種製造者の場合のみ。)
- (14) その他、災害の発生防止に関する必要事項。

6 製造事業届等の提出について（第二種製造者）

6-1 第二種製造者への技術基準の適用について

第二種製造者に該当する者は、高圧ガスの製造を開始する20日前までに、製造事業届書を提出すること。このうち、処理能力が30m³/日以上である者とそうでない者（30m³/日未満）では、技術上の基準が異なる。30m³/日以上は技術上の基準は第一種製造者の基準を適用する。

6-2 製造事業届に係る提出書類

届書は、正・副2部提出すること。

(1) 高圧ガス製造事業届書（様式 A-8）

(2) 製造計画書（様式 a-1）

1. 製造の目的
2. 製造の工程
3. 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項【記載不要】
4. 高圧ガスの処理能力
5. 処理設備の明細

※耐圧試験において空気又はその他の危険性のない気体により行おうとする場合、水を満たすことが不適當である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項（様式 a-13）

処理能力30m³/日以上は第二種製造者については（様式 a-3-1又はa-3-3）を使用すること。

(4) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、使用の経歴及び保管状態の記録（P13参照）

《添付書類、資料等》

- ① 「3-1 製造許可申請に係る必要書類」（p.6）に示す①～⑥、⑧～⑩
- ② ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、認定品等（P9）にあっては認定試験者試験等成績書等）の写し

※登記事項証明書又は住民票の写しを求める場合がある。

6-3 変更届に係る提出書類

届書は、変更工事の前にあらかじめ正副2部提出すること。

(1) 高圧ガス製造施設等変更届書（様式 A-9）

(2) 変更明細書（様式 a-2）

1. 変更の目的
2. 変更の内容
3. 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項【記載不要】
4. 高圧ガスの処理能力
5. 処理設備の明細

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不適當である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項（様式 a-13）

処理能力30m³/日以上は第二種製造者については（様式 a-3-1又はa-3-3）を使用すること。

《添付書類、資料等》

「6-2 製造事業届に係る提出書類」に示す書類、資料等で変更しようとする部分を添付すること。

6-4 届出の必要ない変更の工事

「3-5（1）軽微な変更工事」（p.8）に該当する場合は届出の必要はない。

7 移設等機器の取扱いについて

高圧ガス設備を同一事業所内で他の高圧ガス設備として移設、転用又は移設・転用（以下「移設等」という。）する場合、又は他の事業所から移設等する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

7-1 設備の区分について

移設等できる高圧ガス設備は、原則、特定設備及び認定品等に限るものとする。ただし、同一事業所内で移設等する場合はこの限りでない。

(1) 特定設備：法第56条の3第1項の特定設備検査規則で定める設備

（例：貯槽、熱交換器、蒸発器、凝縮器、圧力容器・・・）

(2) 認定品等（P9）

(3) 言葉の定義

移 設：供用中の高圧ガス設備又は再使用の高圧ガス設備について、使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度等）を変更せずに、単に設置場所のみを変更すること。

転 用：供用中の高圧ガス設備又は再使用の高圧ガス設備について、使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度等）を変更すること。

移設・転用：供用中高圧ガス設備又は再使用高圧ガス設備について、設置場所及び使用条件（高圧ガスの種類、常用の圧力・温度等）を変更すること。

7-2 提出書類について

高圧ガス設備を移設等する場合は、許可（第二種製造者の場合は届出）の手続きが必要であり、申請にあたり次の書類を提出すること。

- ① 経歴を示す書類
- ② 保管状態の記録
- ③ 自主検査の記録（1年以内に実施した保安検査証の写しが添付される場合は不要）
- ④ 当該高圧ガス設備の強度計算、耐震計算、基礎計算に変更がある場合は、変更後の計算書
- ⑤ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を移設する場合は、「CE等貯槽移設性能検査合格証」又は「CE等貯槽移設性能検査申請書」（同一事業所内での移設転用は除く。液化窒素でページ用等の一時なものは省略可）

☛経歴を示す書類

使用の経歴を示した書類に、以下の書類を添付する。

- 1 特定設備検査合格証※、特定設備基準適合証※、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書の写し（※特定則制定前に製作された設備にあつては完成前検査証）
- 2 許可証の写し、完成検査証の写し、直近の保安検査証の写し
- 3 その他

☛保管状態の記録

再使用高圧ガス設備に関し、保管場所、保管期間及び保管時にとった措置について説明した書面

☛自主検査の記録

気密試験、肉厚測定、非破壊検査試験、安全弁作動試験等の機能作動試験、圧力計比較試験、断熱性能試験（CE等）、附属品の整備、その他保安検査に準じた検査を実施し、適宜ガスケット等の消耗品の交換を行うこと。

（注意）高圧ガス設備を移設等するときは、使用条件（温度、圧力、設置の状況、耐震設計、ガスの種類等）が異なる場合があるので、あらかじめ手続きに係る窓口（P33参照）に相談すること。

第2章 保安統括者等の届出について

第一種製造者は、その事業所の規模や形態に応じて「高圧ガス製造保安統括者」、「高圧ガス製造保安企画推進員」、「高圧ガス製造保安技術管理者」、「高圧ガス製造保安主任者」、「高圧ガス製造保安係員」（以下、それぞれ「保安統括者」、「保安企画推進員」、「保安技術管理者」、「保安主任者」、「保安係員」と略し、まとめて「保安統括者等」という。）を選任し、届け出なければならない。

1 選任の区分

「表1. 保安統括者等の選任区分」（P16）

2 保安統括者等の資格と選任

「表2. 保安統括者等の資格と選任の概要」（P17）

3 保安統括者等の選任・解任の届出

次に掲げる書類を正・副2部作成して提出すること。

- (1) 高圧ガス保安統括者届書・高圧ガス保安統括者代理者届書・高圧ガス保安技術管理者等届書高圧ガス保安主任者等届書（様式 A-13）
- (2) 保安管理組織一覧表（様式 a-16）
- (3) 添付書類（新たに選任された者のみ。）

保安統括者及びその代理者：統括管理する者又はその代理者であることを証する書面

保安企画推進員：保安に関する知識経験を有する者であることを証する書面

保安技術管理者、保安主任者、保安係員：製造保安責任者免状の写し

4 選任に当たっての注意

代理者については、要件を満たす者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務することができ、さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。

また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者は、他の直の代理者となることができる。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事する者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

5 保安監督者の選任の届出

- (1) 次の保安統括者等の選任を必要としない第1種製造者のうち、④を除く事業所においては所定の経験、学歴、資格等を有する者による保安の監督が必要である。（以下「保安監督者」という。）

これらの事業所においては、保安監督者を選任し「保安監督者等報告」（様式 a-17）により届け出ること。

- ① 移動式製造設備
六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボンの製造
- ② 気化器、減圧弁
ヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス、酸素ガスの製造
- ③ 気化器、減圧弁、これらと同等の機能を有するバルブ
炭酸ガス（冷凍能力10トン/日未満の冷凍設備による液化炭酸ガス貯蔵設備の当該ガスを冷却する場合を含む。）
- ④ ダイキャスト機、水圧蓄圧機、アキュムレータ
容積10m³以下の空気又は窒素
- ⑤ スクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充填するための定置式製造設備
 - ・処理能力：1000m³/日未満
 - ・常用圧力を超えた場合に自動的に充填を停止する機能を有するものに限る。
- ⑥ 天然ガススタンド、圧縮水素スタンド、液化石油ガススタンド
（車両に固定された容器に天然ガス、圧縮水素、液化石油ガスを充填する者）
処理能力：25万m³/日未満
- ⑦ 液石則第9条第3項（液化石油ガス法施行規則第64条第1項）に規定する移動式製造設備
（充てん設備）

6 保安統括者等を選任しなければならない第二種製造者

可燃性ガス（LPガスを含む。）の液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって、処理能力が30m³/日以上第二種製造者においては、保安統括者、保安技術管理者、保安係員及び代理者を選任し、届け出ること。

参考：保安統括者等の職務

保安統括者：高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

保安企画推進員：危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガスの製造に係る保安に関する業務であって省令で定めるものに関し、保安統括者を補佐する。

保安技術管理者：保安統括者を補佐して高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的事項を管理する。

保安主任者：担当する製造施設について保安技術管理者を補佐して保安係員を指揮する。

保安係員：担当する製造施設の維持、製造方法の監視その他の高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的事項であって省令で定めるものを管理する。

保安監督者：高圧ガスの製造に係る保安について監督する。

表 1. 保安統括者等の選任区分（代理者を含む。）

	大規模な第一種製造者 (保安技術管理者に必要とされる免状の交付を受けている者で、所定の経験を有する者を保安統括者を選任している場合には、保安技術管理者は選任不要)	通常の第一種製造者 省令で定める第二種製造者*	省令で定める規模の第一種製造者 省令で定める第二種製造者*	省令で定める小規模その他の第一種製造者
↑ 事業所ごとに選任 ↓				<p>不 要</p> <p>ただし、第一種製造者については、一部を除き所定の経験、学歴、資格等を有する者による保安の監督が必要である。</p>
↑ 施設の区分ごとに選任 ↓				

M : 高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であり、かつ省令で定める経験を必要とする者を示す。

K : 法定講習を受けることを必要とする者を示す。

*保安統括者等を選任しなければならない第二種製造者 : 可燃性ガス (LP ガスを含む。) の液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者 (処理能力 30 m³/日以上に限る。)

表2. 保安統括者等の資格と選任の概要

名称	選任の区分	資格要件	選任不要の事業所
保安統括者	事業所毎に1人 代理人 1人	不要 ただし、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であること。	1. 移動式製造設備(*1) 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボンの製造 2. 気化器、減圧弁(*1) ヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス、酸素ガスの製造 3. 気化器、減圧弁、これらと同等の機能を有するバルブ(*1) 炭酸ガス 4. ダイキャスト機、水圧蓄圧機、アキュムレータ 容積10m ³ 以下の空気又は窒素 5. スクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てんするための定置式製造設備(*1) 処理能力：1000m ³ /日未満 6. 天然ガススタンド、圧縮水素スタンド、液化石油ガススタンド(*1) 処理能力：25万m ³ /日未満 7. 液石則第9条第3項（液化石油ガス法施行規則第64条第1項）に規定する移動式製造設備（充てん設備）(*1)
保安技術管理者	事業所毎に1人 代理人 1人	1. 保安用不活性ガス以外の処理能力100万（充填は200万）m ³ /日以上(*2) →甲化、甲機+経験 2. 保安用不活性ガス以外の処理能力100万（充填は200万）m ³ /日未満(*2) →甲化、甲機、乙化、乙機、丙化（液石）(*3)+経験	保安統括者の欄に示すものに加え、保安統括者が必要な事業所のうち、 1. 保安統括者が左欄の有資格者+経験の場合 2. 処理能力25万m ³ /日未満で、次の場合 ①気化器・減圧弁による可燃性ガス、毒性ガスの製造 ②消費（燃焼）の目的で可燃性ガスの製造 ③特定液化石油ガスの容器又は貯槽への充填 ④可燃性ガス、毒性ガス以外の製造 3. 液石則が適用され処理能力50万m ³ /日未満で、次の場合 ①消費（燃焼）の目的で液化石油ガスの製造 ②液化石油ガスの容器又は貯槽への充填 4. 移動式製造設備
保安企画推進員	事業所毎に1人 代理人 1人	所定の知識経験	保安統括者の欄に示すものに加え、保安統括者が必要な事業所のうち、保安用不活性ガス以外の処理能力100万（充填は200万）m ³ /日未満(*2)の場合
保安主任者	製造施設の区分 毎に1人 代理人1人 (*3)	甲化、甲機、乙化、乙機、丙化（液石）(*3)+経験	保安企画推進員の欄に同じ
保安係員	製造施設の区分 毎に1人 代理人1人 (*4) (*5)	甲化、甲機、乙化、乙機、丙化（液石）、丙化（特別）+経験	保安統括者の欄に同じ

(*1)：所定の経験、学歴、資格等を有する者による保安に関する監督が必要。（保安監督者の選任）

(*2)：不活性ガス及び空気はその処理能力の1/4を算入する。

(*3)：丙化（液石）にあつては、液石則適用の事業所及び特定液化石油ガスの事業所に限る。

(*4)：同一の計器室で制御されていない2以上の系列に形成されている場合は、系列ごとに選任すること。

(*5)：交替制をとっている場合には、直ごとに選任すること。

甲化：甲種化学製造保安責任者免状所有者 甲機：甲種機械製造保安責任者免状所有者

乙化：乙種化学製造保安責任者免状所有者 乙機：乙種機械製造保安責任者免状所有者

丙化（液石）：丙種化学製造保安責任者免状所有者（液化石油ガスに関するもの）

丙化（特別）：丙種化学製造保安責任者免状所有者（特別試験に関するもの）

第3章 製造施設の休止の取扱いについて

高圧ガス製造施設（保安検査が必要な施設に限る。）の運転を1か月以上にわたって休止する場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 休止届書の提出

次に掲げる書類を正・副2部作成して届け出ること。なお、休止期間が3年（年度単位とし、休止期間の終期は3月31日とする。）を超える場合は、その理由を明確にすること。

- (1) 高圧ガス製造施設休止届書（様式 A-14）
- (2) 休止明細書
 - ① 休止した理由
 - ② 休止した製造施設の名称
 - ③ 休止した製造施設の保存・管理方法
 - ④ 保安設備の状況
 - ⑤ 再使用に当たっての措置
- (3) 事業所全体平面図
休止した製造施設を明示すること。
- (4) フローシート又は配管図
他の製造施設と接続している場合は、仕切り箇所を明示すること。

2 休止期間中の措置について

- (1) 製造施設の保存
 - ① 休止した製造施設内の流体を不活性ガスにより完全にパージした後、不活性ガスを製造施設内に封入しておくこと。
 - ② 休止した製造施設が他の製造施設と接続されている場合は、接続箇所に仕切板を挿入する等、仕切りを完全に行うこと。（製造施設の変更許可が必要な場合もあるので注意すること。）
- (2) 製造施設の管理
 - ① 休止した製造施設の管理担当部門（管理者）を明確にしておくこと。
 - ② 巡回点検を1日1回以上実施すること。（保安管理組織は休止中でも必要）
- (3) 保安設備
 - ① 防消火設備の機能を維持しておくこと。
 - ② 休止した製造施設に稼働中の可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設が隣接している場合は、休止する製造施設に設置したガス漏えい検知警報設備（可燃性ガス又は毒性ガス用を設置したものに限る。）の機能を維持しておくこと。

3 再使用について

休止した製造施設を再使用する場合であって、保安検査期間を超えて再使用する場合には、申請先と協議し、事前に保安検査を受けること。

保安検査期間内に再使用する場合は、事前に次の書類を提出すること。

- (1) 高圧ガス製造施設再使用届書（様式 a-15）
- (2) 事業所全体平面図
再使用する製造施設を明示すること。
- (3) フローシート又は配管図

休止又は再使用に当たって、製造施設を改造（機器等の交換を含む。）する場合は、法第14条第1項に規定する変更許可の対象となるので注意すること。

第4章 高圧ガスの貯蔵について

1 高圧ガスの貯蔵

容積3000m³以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、許可が必要なとき（第一種貯蔵所）と、届出が必要なとき（第二種貯蔵所）がある。

ただし、第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けて貯蔵する場合、又は液化石油ガス法第6条の販売事業者が供給設備若しくは貯蔵施設において液化石油ガスを貯蔵する場合を除く。

なお、許可（変更許可を含む。）を受けた貯蔵所は、工事完了後、完成検査を受ける必要がある。

区 分	容 積（貯蔵能力）(*1)	
	第一種ガス(*2)	その他のガス
第一種貯蔵所（許可）	3000m ³ (30トン)以上	1000m ³ (10トン)以上
第二種貯蔵所（届出）	300m ³ (3トン)以上 3000m ³ (30トン)未満	300m ³ (3トン)以上 1000m ³ (10トン)未満

*1 液化ガスの場合 10 kg = 1 m³ と換算

*2 第一種ガス：政令第3条表第1号に掲げるガス

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして省令で定める燃焼性の基準（P2を参照）に適合するものに限る。）又は空気

注意：第一種ガスとその他のガスを貯蔵するときの取扱い

$Y = K + M \geq 1000 + 2/3 \cdot M$ が成立するときは第一種貯蔵所

$Y = K + M < 1000 + 2/3 \cdot M$ が成立するときは第二種貯蔵所

Y：当該貯蔵所における貯蔵能力の合計値 [m³]

K：第一種ガス以外のガスの貯蔵能力 [m³]

M：第一種ガスの貯蔵能力 [m³]

2 第一種貯蔵所設置許可について

第一種貯蔵所設置許可申請、変更許可申請ともに正・副2部作成すること。なお、完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受検する場合は3部（正1部、副2部）必要である。

2-1 設置許可申請に係る必要書類

(1) 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式 B-1）

(2) 貯蔵計画書

1. 貯蔵の目的
2. 貯蔵の方法（貯槽と容器の区別）
3. 貯蔵能力

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項（様式 b-1-1～2）

(4) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の履歴及び保管状態の記録（P13参照）

(5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

(6) 登記事項証明書（法人の場合）

個人申請の場合は住民票の写し（但し、申請者が県内在住者であり、かつ、申請窓口が県産業保安課の場合は、住民基本台帳ネットワークを利用して氏名・住所を確認するので不要）

《添付書類、資料等》

- ① 事業所全体平面図
- ② 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ③ 貯蔵所配置図
- ④ 機器等一覧表
 - ・ガス設備一覧表（様式 a-4-1、2、4）又は機器リスト（a-4-5）
 - ・配管一覧表（様式 a-5）
 - ・一般弁一覧表（様式 a-6）
 - ・重要弁一覧表（様式 a-7）
 - ・安全弁・破裂板・逃し弁一覧表（様式 a-8）
 - ・温度計一覧表（様式 a-9）
 - ・圧力計一覧表（様式 a-10）
 - ・耐震設計一覧表（様式 a-12）
- ⑤ 貯蔵能力の計算書
- ⑥ 貯蔵設備等（特定設備及び認定品等（P9）を除く。）の強度計算書（様式 a-11）
- ⑦ 耐震設計構造物に係る計算書（貯槽）
- ⑧ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ⑨ その他、貯蔵所に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - ・建屋等の図面（容器置場、防液堤、障壁等）
 - ・安全装置等の仕様及び図面
 - ・保安設備・電気設備・防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2-2 変更許可申請に係る必要書類

(1) 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式 B-2）

(2) 変更明細書

1. 変更の目的
2. 変更の内容
3. 貯蔵能力

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 技術上の基準に関する事項（様式 b-1-1～2）

(4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

《添付書類、資料等》

「2-1 設置許可申請に係る必要書類」（P19）に示す書類、資料等のうち変更しようとする部分を添付すること。

〈注意〉書面、資料及び図面の大きさは、日本産業規格A4（又はA4の大きさに折り込むこと。）とし、資料番号、図面番号等の見出しをつけること。

2-3 完成検査に係る必要書類

第一種貯蔵所の設置工事又は変更工事が完成したときは、完成検査を受け、法の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、貯蔵所を使用することができない。完成検査の申請に当たっては「第一種貯蔵所完成検査申請書」（様式 B-3）を2部作成し提出すること。

完成検査当日には、検査職員に対して次の書類等を提示すること。

- (1) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- (2) 工事写真（基礎工事、障壁設置工事等）
- (3) 耐圧・気密試験結果報告書
- (4) 材料証明書
- (5) その他（許可申請内容を証明する書面等）

2-4 完成検査を要しない変更工事について

次の変更工事については、変更許可は必要であるが、完成検査を受ける必要がない。

貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスの通る部分の取替えを伴うものにあつては、認定品への取替に限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が20%以内であるもの。

2-5 貯蔵所の軽微な変更工事の届出について

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の構造等を変更する場合、法第19条第1項の規定に基づき許可が必要であるが、次の省令で定める軽微な変更工事の場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完了後、遅滞なく届け出ること。（法第19条第2項）

- (1) 軽微な変更工事（一般則第28条、液石則第29条）
 - ① 貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（認定品等（P9）への取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。
 - ② 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事
 - ③ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事
 - ④ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事
- (2) 提出書類（正・副2部作成して提出すること。）
 - ① 第一種貯蔵所軽微変更届書（様式 B-4）
 - ② 変更明細書（「2-2 変更許可申請に係る必要書類」（P20）を参照）
 - ③ 技術上の基準に関する事項（様式 b-1-1～2）
 - ④ 貯蔵所配置図
 - ⑤ フローシート又は配管図
 - ⑥ 認定試験者試験等成績書及び高圧ガス設備試験等成績証明書等の写し
 - ⑦ その他

3 第二種貯蔵所設置届について

第二種貯蔵所を設置しようとする者は、あらかじめ届け出ること。変更の工事をするときも同様である。

3-1 設置届に係る提出書類

次に掲げる書類を正・副2部作成して提出すること。

(1) 第二種貯蔵所設置届書(様式 B-5)

(2) 貯蔵計画書

1. 貯蔵の目的
2. 貯蔵の方法
3. 貯蔵能力

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項(様式 b-1-1~2)

(4) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の履歴及び保管状態の記録(P13参照)

(5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面(事業所付近状況図)

《添付書類、資料等》

① 「2-1 設置許可申請に係る必要書類」(P19) に示す①~⑤、⑦~⑨

② 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(認定品等(P9)にあっては認定試験者試験等成績書等)の写し

※登記事項証明書又は住民票の写しを求める場合がある。

3-2 変更届に係る提出書類

次に掲げる書類を正・副2部作成して提出すること。

(1) 第二種貯蔵所位置等変更届書(様式 B-6)

(2) 変更明細書(「2-2 変更許可申請に係る必要書類」(P20)を参照)

(3) 技術上の基準に関する事項(様式 b-1-1~2)

(4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面(事業所付近状況図)

《添付書類、資料等》

「3-1 設置届に係る提出書類」(上記)に示す書類、資料等に変更しようとする部分を添付すること。

3-3 届出の必要のない変更の工事

「2-5 (1) 軽微な変更工事」(P21)に該当する場合は、届出の必要はない。

第5章 高圧ガスの消費について

次の表の左欄に掲げる高圧ガス（特定高圧ガス）を消費する者（貯蔵能力が右欄の数量以上である者又は他の事業所から導管により特定高圧ガスの供給を受ける者。以下「特定高圧ガス消費者」という。）は、事業所ごとに消費開始の20日前までに「特定高圧ガス消費届」を届け出るとともに、変更の工事をするときは、あらかじめ届け出なければならない。

高 圧 ガ ス の 種 類	届出対象数量（貯蔵能力）
モノシラン・ホスフィン・アルシン・ジボラン・セレン化水素・モノゲルマン・ジシラン（特殊高圧ガス）	規定数量なし（0を超える数量）
圧縮水素・圧縮天然ガス（メタンを主成分とするガスを圧縮したもの）	300m ³ 以上
液化酸素・液化アンモニア	3トン以上
液化石油ガス	3トン以上（液化石油ガス法の一般消費者を除き、一般消費者以外の業務用は10トン以上）
液化塩素	1トン以上

1 特定高圧ガス消費届について

1-1 消費届に係る提出書類

次に掲げる書類を正・副2部作成して提出すること。

(1) 特定高圧ガス消費届書（様式 C-1）

(2) 消費施設等明細書

1. 消費の目的
2. 消費の方法
3. 消費するガスの種類及び貯蔵設備の貯蔵能力

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

(3) 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項（様式 c-1）

(4) 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

《添付書類、資料等》

- ① 事業所全体平面図
- ② 消費施設の配置図

（貯蔵設備、消費設備、配管ルート、排気設備及び除害設備等の配置を示すこと。）

- ③ 消費工程の概要を説明した書面及び図面
- ④ 消費施設に係るフローシート又は配管図
- ⑤ 機器等一覧表

・ガス設備一覧表（様式 a-4-1、2、4）又は機器リスト（a-4-5）

・配管一覧表（様式 a-5）

- ・一般弁一覧表 (様式 a-6)
 - ・重要弁一覧表 (様式 a-7)
 - ・安全弁・破裂板・逃し弁一覧表 (様式 a-8)
 - ・温度計一覧表 (様式 a-9)
 - ・圧力計一覧表 (様式 a-10)
- ⑥ 貯蔵能力の計算書
 - ⑦ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(認定品等(P9)においては認定試験者試験等成績書等)の写し
 - ⑧ 消費設備の基礎の構造を示した図面
 - ⑨ その他、消費事業所に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - ・安全装置等の仕様及び図面
 - ・保安設備・電気設備・防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

1-2 変更届に係る提出書類

次に掲げる書類を正・副2部作成して提出すること。

- (1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書(様式 C-2)
- (2) 変更明細書

- 1. 変更の目的
- 2. 変更の内容
- 3. 消費するガスの種類及び貯蔵設備の貯蔵能力

※耐圧試験を空気又はその他の危険性のない気体の気圧により行おうとする場合、水を満たすことが不相当である等やむを得ない理由を記載すること。

- (3) 技術上の基準に関する事項(様式 c-1)
- (4) 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面(事業所付近状況図)

《添付書類、資料等》

「1-1 消費届に係る提出書類」(P23)に示す書類、資料等で変更しようとする部分を添付すること。

1-3 届出の必要のない変更の工事

次の軽微な変更工事に該当する場合は、届出の必要はない。

- ① 貯蔵設備等(貯槽を除く。)の取替え(認定品等(P9)への取替えに限る。)の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。
- ② 消費設備(貯蔵設備等を除く。)の変更の工事
- ③ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- ④ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

2 特定高圧ガス取扱主任者の選任

特定高圧ガス消費者は、消費に係る保安に関する業務の管理をする「特定高圧ガス取扱主任者」を選任して届け出ること。

- (1) 特定高圧ガス取扱主任者届書(様式 C-4)
- (2) 経験証明書(省令で定める経験、学歴、資格等を有する証明書)

第6章 その他の手続きについて

1 事業の承継について

(1) 第一種製造者について相続、合併若しくは分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）により第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

必要書類（正・副2部作成すること。）

- ① 第一種製造事業承継届書（一般・液石則：様式 A-11、コンビ則：様式 A-10）
- ② 相続の事実を証する書類（相続）
- ③ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- ④ 合併の事実を証する書類（合併）
- ⑤ 分割の事実を証する書類（分割）
- ⑥ 申請者の適格性を確認する書類等
- ⑦ 登記事項証明書（法人の場合）（個人の場合は住民票の写し）
- ⑧ 法第7条の欠格事由に該当しないことを証明する書面

(2) 第二種製造者が、その事業の全部の譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）により第二種製造者の地位を継承した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

必要書類（正・副2部作成すること。）

- ① 第二種製造事業承継届書（様式 A-12）
- ② 事業の全部の譲り渡しがあったことを証する書類（事業の全部譲渡）
- ③ 相続の事実を証する書類（相続）
- ④ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- ⑤ 合併の事実を証する書類（合併）
- ⑥ 分割の事実を証する書類（分割）

※登記事項証明書（法人の場合）（個人の場合は住民票の写し）を求める場合がある。

(3) 第一種貯蔵所の譲渡又は引渡しにより第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

提出書類（正・副2部作成すること。）

- ① 第一種貯蔵所承継届書（様式 B-7）
- ② 貯蔵所の譲渡又は引渡しがあったことを証する書類
- ③ 登記事項証明書（法人の場合）（個人の場合は住民票の写し）

(4) 特定高圧ガス消費者が、その事業の全部を譲り渡し、又は特定高圧ガス消費者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）により特定高圧ガス消費者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

提出書類（正・副2部作成すること。）

- ① 特定高圧ガス消費者承継届書（様式 C-3）
- ② 事業の全部の譲り渡しがあったことを証する書類（事業の全部譲渡）
- ③ 相続の事実を証する書類（相続）

- ④ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- ⑤ 合併の事実を証する書類（合併）
- ⑥ 分割の事実を証する書類（分割）

※登記事項証明書（法人の場合）（個人の場合は住民票の写し）を求める場合がある。

2 代表者等変更届について

次に掲げる変更事項が生じたときは「代表者等変更届」を正・副2部提出する。（様式 d-1）

- （1）法人の名称を変更したとき
- （2）法人の事務所所在地（本社所在地）を変更したとき
- （3）法人の代表者を変更したとき
- （4）事業所の名称を変更したとき
- （5）事業所の住所表示が変更になったとき
- （6）第2種貯蔵所を引き継いだとき

添付する書類

- ① 登記事項証明書（写し可、上記（1）～（3）の場合）
- ② 市役所等が発行する住所表示変更証明書（写し可、（5）の場合）
- ③ 貯蔵所の概要に関する書面（貯蔵の目的、方法、貯蔵能力、貯蔵所の位置等を記載する。）（上記（6）の場合）

※（6）の場合は③に加え、登記事項証明書又は住民票（写し可）を求める場合がある。

参考 1 高圧ガス処理能力の算出について

- 1 処理能力の算出にあたっては、省令で定められた計算式により算出すること。
- 2 処理能力は理想気体換算とする。（単位 $\text{Nm}^3/\text{日}$ ）
- 3 事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算するものとする。ただし、同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合は、この限りでない。
- 4 処理能力が $100\text{m}^3/\text{日}$ （施行令第3条表第1号上欄に掲げるガスは $300\text{m}^3/\text{日}$ ）未満の製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていない（独立・非連結）もの（用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を処断する措置が講じられている場合を含む。）であって、他の製造施設の機能に支障を及ぼさないものは、処理能力を合算しなくてもよい。この場合、当該施設は第二種製造者として届出を行うこと。
- 5 付属冷凍設備は、圧縮機、凝縮器等の高圧ガス処理能力の計算式により算出し合算するものとする。
- 6 高圧ガスと高圧ガス以外の混合物にあつては、高圧ガスのみを算出対象とする。
- 7 熱交換器であつて相変化を伴わず、かつ、入口と出口の圧力差が僅少のものは対象としない。

参考 2 貯蔵能力の合算について

- 1 貯蔵能力の算出にあたっては、省令で定められた計算式により算出すること。
- 2 貯蔵設備が2以上ある場合に法第16条及び第17条の2における「容積 300m^3 以上」であるか否かを判断するための貯蔵能力の算出については、以下の（1）及び（2）の方法により合算して行うこと。

この場合、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高圧ガス」という。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しないものとする。

 - （1）消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。
 - （2）消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。
 - ① 設備が配管によって接続されている場合
 - ② 設備が配管によって接続されていないときであつて次の場合
 - ・ 容器以外貯蔵設備と容器以外貯蔵設備又は容器と容器以外貯蔵設備との間が 30m 以下である場合

- ・容器と容器との間が2.5 m（次のイ及びロの場合はそれぞれに示す距離）以下である場合
 - イ 容器と容器との間に厚さ12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であつて、容器が破損した際にその圧力が開放されることを妨げない場所に設置されている場合 1.25 m
 - ロ それぞれの容器置場の面積が8 m²以下の場合であつて、容器と容器との間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であつて、容器が破損した際にその圧力が開放されることを妨げない場所に設置されている場合 6.36 m

3 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15 m³以下の場合については、当該容器内の高压ガスの貯蔵量を貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。

参考3 製造許可申請等における添付書類の省略について

1 許可を受けて処理能力100 m³/日（第1種ガスの製造にあつては300 m³/日）以上の高压ガスの製造を行う場合を除き、高压ガスの製造、貯蔵、販売、消費を行う際には、それぞれの行為ごとに許可申請又は届出が必要である。

当該許可申請又は届出を同時に行う場合であつて、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一つの許可申請書又は届出書を除き、当該書類を添付することを要しない。

ただし、書類の添付を省略した許可申請書又は届出書には、添付を省略した書類の一覧表を添付することとする。

2 移動式製造設備の許可又は変更許可と、液化石油ガス法における充てん設備の許可（液化石油ガス法第37条の4第1項）又は変更許可（同法第37条の4第3項）を千葉県知事に同時に申請する場合であつて、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一つの許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない。ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、添付を省略した書類の一覧表を添付することとする。

※ 液化石油ガス法に関する申請先は千葉市内も含めて全て県産業保安課となるため、例えば千葉市内において移動式製造設備の許可申請等と併せて充てん設備の許可申請等を行う場合、移動式製造設備については、千葉市消防局が申請先となり、充てん設備について県産業保安課が申請先となる。したがって、このような場合の申請等に係る書類の添付については、県産業保安課、消防局ともに省略できないので注意すること。

第7章 標準様式と記載方法について

製造関係

No.	様式	様式 No.
1	高圧ガス製造許可申請書	A-1
2	製造計画書	a-1
3	変更明細書	a-2
4	技術上の基準に対応する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・技術上の基準に対応する事項（定置式製造設備） → 一般則・液石則に対応 ・技術上の基準に対応する事項（コンビ則） ・技術上の基準に対応する事項（移動式製造設備） → 一般則・液石則に対応 	a-3 a-3-1 a-3-2 a-3-3
5	機器等一覧表 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備一覧表 （機器リスト） ・配管一覧表 ・一般弁一覧表 ・重要弁一覧表 ・安全弁・破裂板・逃し弁一覧表 ・温度計一覧表 ・圧力計一覧表 ・強度計算書 ・耐震設計一覧表 	a-4-1～4 a-4-5 a-5 a-6 a-7 a-8 a-9 a-10 a-11 a-12
6	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	A-2
7	製造施設完成検査申請書	A-3
8	高圧ガス製造施設軽微変更届書	A-4
9	危害予防規程届書	A-5
10	高圧ガス製造開始届書	A-6
11	高圧ガス製造廃止届書	A-7
12	高圧ガス製造事業届	A-8
13	技術上の基準に対応する事項：第2種製造者(30m ³ /日未満)	a-13
14	高圧ガス製造施設等変更届書	A-9
15	高圧ガス製造事業承継届書（コンビ則）	A-10
16	第一種製造事業承継届書（一般則、液石則）	A-11
17	第二種製造事業承継届書	A-12
18	高圧ガス製造施設休止届書	A-14
19	高圧ガス製造施設再使用届書	a-15
20	高圧ガス保安統括者（保安統括者代理者・保安技術管理者等・保安主任者等）届書	A-13
21	保安管理組織一覧表	a-16
22	保安監督者等報告	a-17

貯蔵・消費関係

No.	様 式	様式 No.
1	第一種貯蔵所設置許可申請書	B - 1
2	技術上の基準に対応する事項 ・技術上の基準に対応する事項：貯蔵（貯槽による） ・技術上の基準に対応する事項：貯蔵（容器による）	b - 1 - 1 b - 1 - 2
3	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	B - 2
4	第一種貯蔵所完成検査申請書	B - 3
5	第一種貯蔵所軽微変更届書	B - 4
6	第二種貯蔵所設置届書	B - 5
7	第二種貯蔵所位置等変更届書	B - 6
8	第一種貯蔵所承継届書	B - 7
9	貯蔵所廃止届書	B - 8
10	特定高圧ガス消費届書	C - 1
11	技術上の基準に対応する事項：特定高圧ガス消費	c - 1
12	特定高圧ガス消費施設等変更届書	C - 2
13	特定高圧ガス消費者承継届書	C - 3
14	特定高圧ガス取扱主任者届書	C - 4
15	特定高圧ガス消費廃止届書	C - 5

その他

No.	様 式	様式 No.
1	事故届書	D - 1
2	代表者等変更届書	d - 1
3	指定完成検査機関完成検査受検届書	E - 1
4	完成検査記録届書	E - 2

1 申請書類の記載方法（製造関係）

書面、資料及び図面の大きさは、日本産業規格A4（又はA4の大きさに折り込むこと。）とし、資料番号、図面番号等の見出しをつけること。

(1) 高圧ガス製造許可申請書（様式 A-1）

- ① 申請者
申請者が個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
申請者が法人の場合は、法人の名称、代表者の役職、氏名を記入すること。また、代理申請をする場合は、代理申請者の役職、氏名を併記すること。
- ② 名称（事業所の名称を含む）
「〇〇〇〇株式会社△△工場」と工場（事業所）の名称まで記入すること。
- ③ 事務所（本社）所在地
本社所在地（登記所在地）を記入すること。
- ④ 事業所所在地
- ⑤ 製造をする高圧ガスの種類
高圧ガス設備内で処理するガス名を記入すること。
- ⑥ 欠格事由に関する事項
各号の該当の有無について記入すること。

(2) 製造計画書（様式 a-1）

- ① 製造の目的
製造施設を設置、製造する目的を簡潔に記入すること。
- ② 製造の工程
製造の工程（貯蔵、圧縮、反応、精製等）について簡潔に記入すること。
- ③ 製造施設を設計・施工するに当たっての保安上特に配慮した事項
コンビ則適用事業所に限り、施工の特殊性に応じ、設計・施工段階から保安上、特に配慮した事項を記入する。
例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等。
- ④ 高圧ガスの処理能力
高圧ガス名ごとの処理能力及び事業所の総計を記入すること。
- ⑤ 処理設備の明細
処理設備となる機器について記入すること。

(3) 変更明細書（様式 a-2）

- ① 変更の目的
製造施設又は製造の方法を変更する目的の概要を記入すること。
- ② 変更の内容
ア 変更する内容を簡条書きとすること。
イ 製造施設を新增設する場合は、製造の工程について記入すること。
- ③ 製造施設を設計・施工するに当たっての保安上特に配慮した事項
コンビ則適用事業所に限り、施工の特殊性に応じ、設計・施工段階から保安上、特に配慮した事項を記入する。
例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等。
- ④ 高圧ガスの処理能力
ア 処理能力の変更の有無にかかわらず、高圧ガス名ごとの処理能力及び事業所の総計を記入すること。
イ 処理能力の増減は、変更分の値とする。
- ⑤ 処理設備の明細
設置又は撤去する処理設備についてのみ記入すること。

(4) 技術上の基準に対応する事項

- ① 一般則及び液石則適用事業所については（様式 a-3-1）、コンビ則適用事業所については（様式 a-3-2）、移動式製造設備については（様式 a-3-3）を使用すること。
- ② 申請内容に該当する項目に○印を記入し、対応事項の枠に記入するか又は説明資料を添付すること。

(5) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図等）

事業所付近状況図、事業所全体平面図及び高圧ガス製造施設配置図に分けたが、事業所の規模により一つにまとめてもよい。

- ① 事業所付近状況図
申請事業所と隣接する事業所等との関係、付近（保安物件等）の状況が示された図面
- ② 事業所全体平面図
事業所内のレイアウトを示した図面で次の事項を記入すること。
ア 事業所の境界線 イ 警戒標の掲示位置 ウ 高圧ガス製造施設等の位置 エ 保安距離

- ③ 高圧ガス製造施設配置図
 設置又は変更する製造施設の機器配置図で、次の内容を明示すること。
- | | |
|--------------------|-----------|
| ア 保安区画（特定製造事業所のみ。） | イ 設備間距離 |
| ウ 火気取扱施設との距離 | エ 貯槽及び防液堤 |
| オ 計器室 | カ 防消火設備 |
| キ ガス設備 | ク 障壁 |
| ケ ガス漏えい検知警報設備 | コ 緊急遮断装置 |
| サ ベントスタック | |
- (6) フローシート及び配管図
 設置又は変更するP I Dとし、高圧ガス設備とその他のガス設備とを色別表示して、次の事項を記入すること。
- ① 原料名、製品名
 - ② 機器の名称及び番号
 - ③ 常用圧力、常用温度
- 変更の場合は、変更明細書の「変更内容」と対比できるように変更する箇所に番号等を記入すること。
 (P I D=Pipe & Instrument Diagram)
- (7) 機器等一覧表（様式 a-4～10）
 設置又は改造する機器等について記入すること。
- (8) 高圧ガス設備の強度計算書（様式 a-11）
 設置又は改造する高圧ガス設備（特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会の高圧ガス設備試験等成績証明書のある設備を除く。）について記入すること。
- (9) 耐震設計構造物に係る計算書
- ① 応答解析を行い、算定値が許容値を超えないことを確認すること。
 - ② ボーリングデータを添付するとともに、測定点を事業所全体平面図に明示すること。
 - ③ 基礎については、液状化の検討結果も添付すること。
- ※ 耐震設計に関する検討は「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1)」(KHKS0861)、「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2)」(KHKS0862)を参考にすること。
- (10) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- (11) ガス設備の図面
 設置又は変更する機器（設置する機器は、ノズル等の詳細図面の添付を省略）及び配管等（認定試験者試験等成績書のある弁を除く。）の図面とし、特記仕様（貯槽及びその支柱の温度上昇防止措置、埋設貯槽の腐食防止措置等）を付記すること。
- (12) 建屋等の図面
 製造施設にかかる次の建屋等の図面とする。
- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| ① 製造設備を設置する室の構造 | ② 容器置場の構造 | ③ 計器室の構造 |
| ④ 防液堤の構造 | ⑤ 障壁の構造 | |
- (13) 安全装置等の仕様及び図面
 安全装置及び緊急遮断装置の図面とし、仕様書を添付すること。
- (14) 保安設備・電気設備・防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
- ① 保安設備の仕様及び図面
 - ・ガス漏洩検知警報設備、除害設備の図面とし、仕様書を添付すること。
 - ・ガス漏洩検知警報設備、スチームカーテンの配置状況を示す図面を添付すること。
 - ・保護具、通報設備、保安電力、保安用不活性ガスの保有状況等について説明すること。
 - ② 電気設備の仕様
 可燃性ガス製造設備（アンモニア及びブロムメチルを除く。）にかかる電気設備の防爆性能について説明し、必要に応じてその防爆性能の区分を配置図に記入すること。
 - ③ 防消火設備の仕様及び図面
 防消火設備、散水設備及び水噴霧装置の設置状況を示す図面とし、仕様書を添付すること。
- (15) 導管の設置図面
- ① 事業所内外における導管の配置図及び設置状況を示す図面とすること。
 - ② フローシート又は配管図に管理区分を表示すること。
- (16) その他
 インターロック機構を示す図面を添付すること

第8章 所管行政機関と窓口について

平成30年4月1日から、千葉市内における高圧ガス保安法に係る一部の事務について、所管行政機関が千葉市になりました。それぞれの窓口は以下のとおりです。

(1) 千葉県庁防災危機管理部産業保安課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

県庁中庁舎（下記地図の「2」の建物）7階

千葉県防災危機管理部産業保安課保安対策室

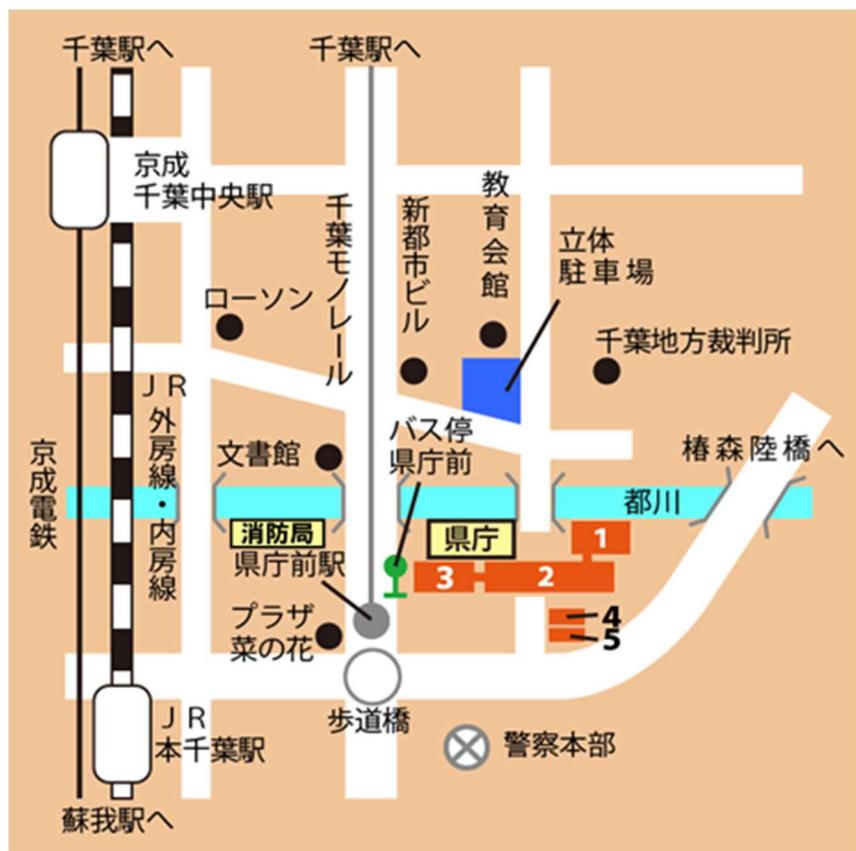
TEL 043-223-2729（液石則）、2736・2737（左記以外）

(2) 千葉市消防局予防部指導課

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局4階

TEL 043-202-1672



【電車でお越しの方】

- ・JR外房線・内房線 本千葉駅下車
- ・京成電鉄 千葉中央駅下車

【モノレールでお越しの方】

- ・千葉モノレール 県庁前駅下車

【バスでお越しの方】

- ・バス停「県庁前」下車
(JR千葉駅からは、東口バス乗り場2・3・5番利用)

2018年4月から千葉市内の事業所等 に係る高圧ガス保安法の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

* 液化石油ガス法に係る事務は、従来どおり千葉県産業保安課で行います。

第5次一括法の施行により2018年4月から高圧ガス保安法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲しました。移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行っています。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む。）や液化石油ガス法の適用も受ける設備などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行っています。

千葉市内の事業所等にかかる事務のうち、2018年4月以降

千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務 <手数料は現金納付となります。>

- ・ 高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・ 高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・ 高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・ 上記で発生した事故に係る事務 など

* 下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

千葉県産業保安課が申請窓口となる事務 <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・ コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・ 液化石油ガス法の供給設備（消費設備に接続しているものに限る。）、消費設備、貯蔵施設又は充てん設備（供給設備に接続しているもの又は所在地にあるものに限る。）に係る高圧ガス保安法の事務
- ・ 上記で発生した事故に係る事務
- ・ 免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1） 電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1） 電話：043-202-1672